

森林組合の現状

令和 7年 6月
林野庁経営課

目次

1 森林組合の現状

(1) 森林組合制度の概要	2
(2) 森林組合の組織の概要	4
(3) 組合員・役職員	5
(4) 事業の内容と取扱高	6
(5) 森林整備部門の事業実施状況	7
(6) 販売部門の事業実施状況	8
(7) 森林組合の経営状況	9
(8) 森林組合による森林施業の集約化の取組状況	10
(9) 森林組合の雇用労働者の状況	11

2 道府県連合会の現状

(1) 道府県連合会の組織の概要	12
(2) 事業の内容と取扱高	13
(3) 販売部門の事業実施状況	14
(4) 道府県連合会の経営状況	15

3 全国森林組合連合会の概要

4 生産森林組合の現状

(1) 生産森林組合制度の概要	17
(2) 生産森林組合の組織の概要	18
(3) 事業内容と実施状況	19
(4) 販売高	20
(5) 生産森林組合の経営状況	21
(参考) 生産森林組合制度をめぐるこれまでの経緯	22

【参考】

森林組合法の沿革	23
----------	----

1 森林組合の現状

(1) 森林組合制度の概要

- ❑ 森林組合は、森林組合法に基づき、**森林所有者の経済的社会的地位の向上**並びに**森林の保続培養及び森林生産力の増進**を図ることを目的として設立される、**森林所有者を正組合員**とした協同組織。
- ❑ その目的から、任意設立、出資額を限度とした組合員責任、一人一票制、組合員の加入及び脱退の自由など、組合の管理運営や組合員の権利義務についてはいわゆる**協同組合原則に立脚**。

① 森林組合法の主な規定

(目的)

第一条 この法律は、森林所有者の協同組織の発達を促進することにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もって国民経済の発展に資することを目的とする。

(事業の目的等)

第四条 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会(以下この章、第五章及び第六章において「組合」と総称する。)は、その行う事業によってその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを目的とする。

2 組合は、その事業を行うに当たっては、森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない。

(組合員である資格)＜正組合員に係る規定＞

第二十七条 組合員である資格を有する者は、次に掲げる者であって定款で定めるものとする。

- 一 森林所有者である個人(森林所有者である個人の推定相続人で当該個人が森林所有者である森林についてその委託を受けて森林の経営を行うもののうち、当該個人が指定する者を含む。)
- 二 生産森林組合その他の森林所有者である法人
- 三～五 (略) (准組合員)

2 (略)

(出資)

第二十八条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に出資をさせることができる。

2・3 (略)

4 出資組合の組合員の責任は、その出資額を限度とする。

5 (略)

(議決権及び選挙権)

第三十一条 組合員は、各一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。(以下略)

2～8 (略)

(加入の自由)

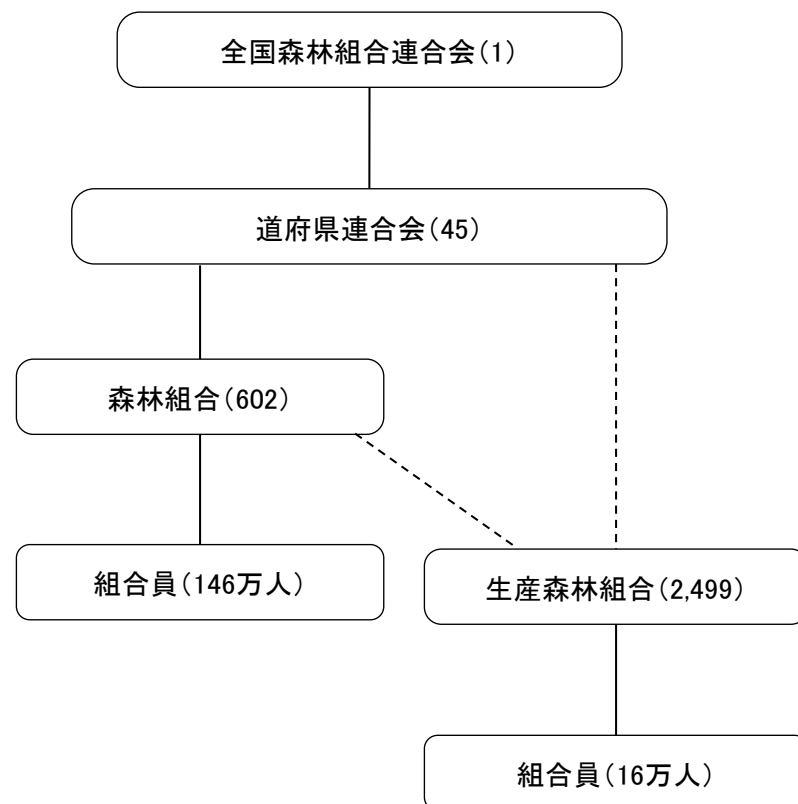
第三十五条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

(脱退の自由)

第三十六条 組合員は、六十日前までに予告し、事業年度末において脱退することができる。

2 (略)

② 森林組合の系統図



※()内の数字は、令和5年度末時点の連合会数、組合数、組合員数。組合員数は調査票を提出した組合についての数値。

※東京都及び大阪府については、1森林組合体制となっており、連合会がない。

【参考】森林組合の行う事業の概要

- 森林組合が行う事業については、森林組合法その他の法律により具体的に規定されている。
- 具体的には、森林組合法第9条等において、組合が組合として成立する以上当然に行わなければならない事業（**必須事業**）や必須事業と併せ行うことができる事業（**任意事業**）が以下のとおり定められている。

I. 森林組合法に基づき行う事業

第九条 森林組合（以下この章において「組合」という。）は、次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。＜必須事業＞

- 一 組合員のためにする森林の経営に関する指導
 - 二 組合員の委託を受けて行う森林の施業又は経営
 - 三 組合員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受け
 - 四 鳥獣害の防止、病虫害の防除その他組合員の森林の保護に関する事業
 - 五 前各号の事業に附帯する事業
- 2 組合は、前項に掲げる事業のほか、次に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。＜任意事業＞
- 一 組合員の行う林業その他の事業又はその生活に必要な資金の貸付け
 - 二 組合員の行う林業その他の事業又はその生活に必要な物資の供給
 - 三 組合員の生産する林産物その他の物資の運搬、加工、保管又は販売（当該林産物を材料とする建物その他の工作物の建設又は売渡しを含み、次号に掲げるものを除く。）
 - 四 組合員の生産する環境緑化木（林産物以外の木竹及びその種苗で、環境の整備の用に供されるものをいう。以下同じ。）の採取、育成、運搬、加工、保管又は販売
 - 五 組合員の行う林業に必要な種苗の採取若しくは育成又は林道の設置その他組合員の行う事業又はその生活に必要な共同利用施設の設置
 - 六 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する事業
 - 七 組合員の行う林業の目的に供するための土地（その上にある立木竹を含む。）の売渡し、貸付け又は交換
 - 八 組合員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する事業
 - 八の二 組合員が森林所有者である森林で教育の用に供するものの教育機能の増進に関する事業
 - 九 組合員の労働力を利用して行う林産物その他の物資の加工（食用きのこその他の林産物の生産を含む。）に関する事業
 - 十 組合員のための森林経営計画の作成
 - 十一 組合員の行う林業に関する共済に関する事業
 - 十二 組合員の林業労働に係る安全及び衛生に関する事業
 - 十三 組合員の福利厚生に関する事業
 - 十四 林業に関する組合員の技術の向上及び組合の事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供
 - 十五 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
 - 十六 前各号の事業に附帯する事業

3～9 （略）

II. その他の条項、法律に基づき行うことができる主な事業＜任意事業＞

- (1) 森林の経営（委託又は信託を受けて行うものを除く。）（森林組合法第26条等）
- (2) 森林保険に関する業務（国立研究開発法人森林研究・整備機構法第15条第2項）
- (3) 独立行政法人農林漁業信用基金の業務の代理（独立行政法人農林漁業信用基金法第14条第3項）
- (4) 都道府県の委託を受けてする債権の保全及び取り立て（林業・木材産業改善資金助成法第14条第2項）
- (5) 無料職業紹介事業（職業安定法第33条の3）

(2) 森林組合の組織の概要

- 森林組合の数は、最も多かった昭和29年度には5,289であったが、経営基盤を強化する観点から合併が進められ、令和5年度末時点で602組合となっており、出資金5千万円以上など一定規模の経営基盤を有する組合の割合は着実に増加。
- しかしながら、森林組合の経営指標を階層別にみると、組合員数が1,000人未満の組合が37%、組合員所有森林面積が1万ha未満の組合が39%、払込済出資金額5千万円未満の組合が43%となっているなど、組織や財務の基盤が小規模・脆弱な組合も少なくない。

① 森林組合の組織の概要

項目	1組合当たり								全体(R5)
	S50	S60	H10	H15	H20	H25	H30	R5	
組合員数(人)	834	1,011	1,337	1,698	2,218	2,404	2,436	2,417	602 組合 146 万人
地区内民有林面積	7,181	8,893	12,365	16,233	22,342	24,858	25,781	26,347	1,586 万ha
組合員所有林面積(ha)	5,451	6,632	8,972	11,605	15,619	16,825	17,105	17,283	1,040 万ha
組合加入率	76%	75%	73%	71%	70%	68%	66%	66%	66 %
払込済出資金(万円)	543	1,637	3,672	5,273	7,463	8,365	8,800	9,033	54,381 百万円
常勤理事数(人)	0.4	0.4	0.4	0.5	0.7	0.7	0.8	1.0	584 人
専従職員数(人)	3.5	4.7	6.8	8.2	10.0	10.7	11.0	10.6	6,385 人
雇用労働者数(人)	52.3	81.3	59.5	53.5	38.8	32.7	25.2	22.2	12,468 人

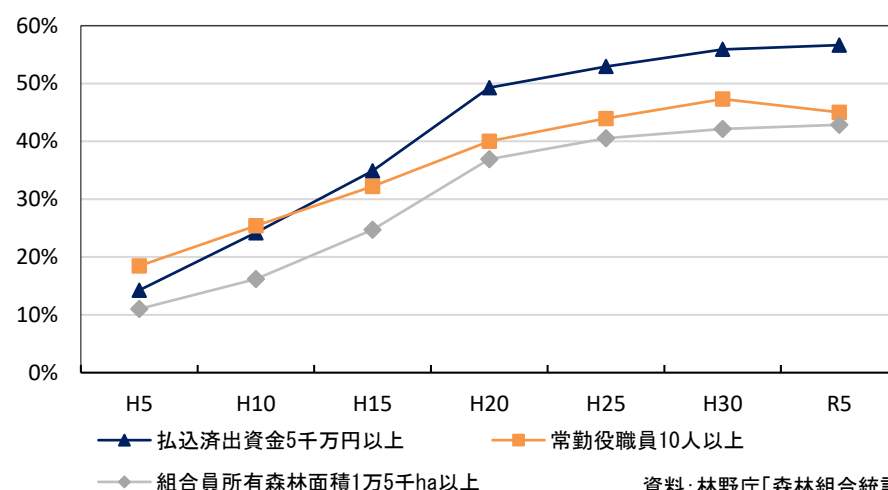
注: 1)「1組合当たり」は、調査票提出組合数で除した数値。

2)「地区内民有林面積」には、都道府県有林面積は含まない。

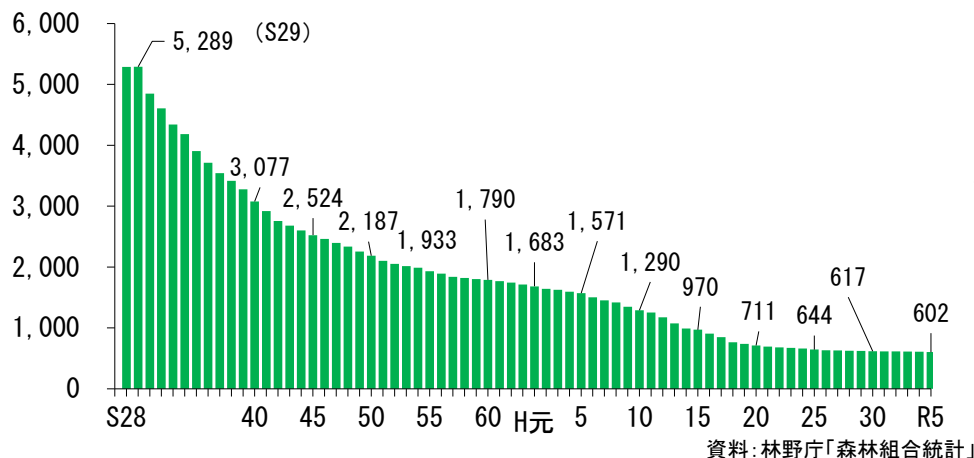
3)「雇用労働者数」は、雇用労働者がいる組合数で除した数値。

資料: 林野庁「森林組合統計」

③ 一定規模の経営基盤を有する森林組合数の割合の推移

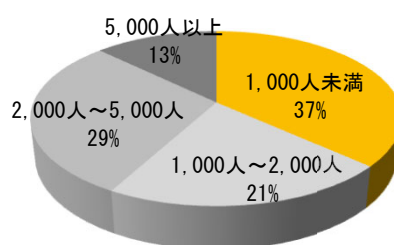


② 森林組合数の推移

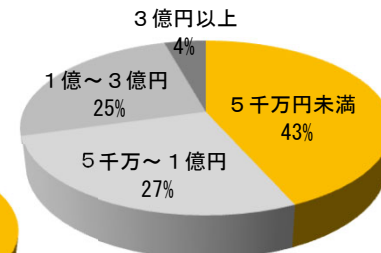


④ 各指標でみる階層別森林組合数割合

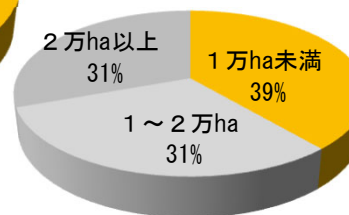
(1) 組合員数



(3) 払込済出資金額



(2) 組合員所有森林面積

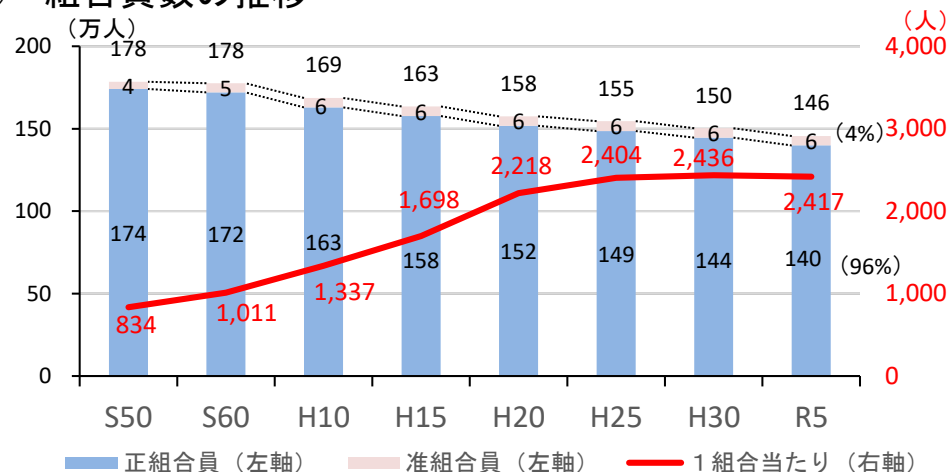


資料: 林野庁「令和5年度森林組合統計」

(3) 組合員・役職員

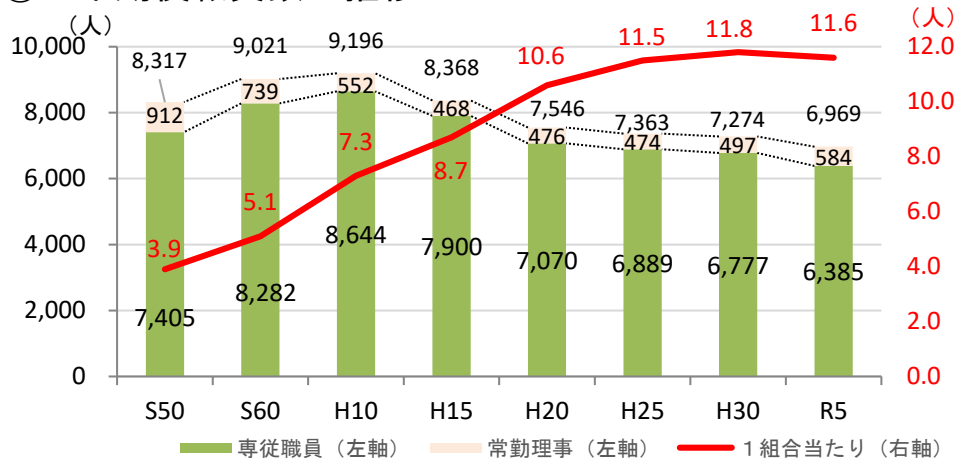
- ❑ 組合員の総数は減少傾向で推移しており、令和5年度末時点の組合員数は146万人。そのうち96%が正組合員(森林を所有する個人・法人)であり、准組合員(素材生産業者等)は4%。
- ❑ 森林組合の常勤役職員数は減少傾向にあるが、1組合当たりの人数は増加傾向。
- ❑ 一方、常勤役職員数5人未満の組合が105組合(17%)、常勤理事のいない組合が106組合(18%)、専従職員のいない組合が6組合(1%)など、業務執行体制が不十分な組合が少なからず存在。員外の人材や若年層・女性の役員への登用も課題。

① 組合員数の推移



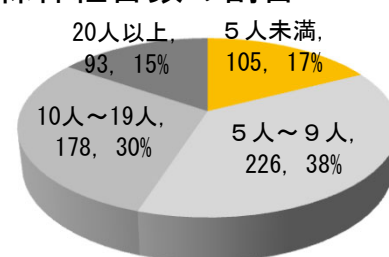
資料: 林野庁「森林組合統計」

② 常勤役職員数の推移



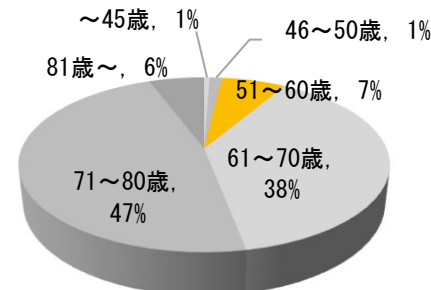
資料: 林野庁「森林組合統計」

③ 常勤役職員の人数別の森林組合数の割合



資料: 林野庁「令和5年度森林組合統計」

⑥ 理事の年齢構成



資料: 林野庁「令和5年度森林組合統計」

④ 役職員の配置状況

区分	配置している	配置していない	計
常勤理事	496 組合 (82%)	106 組合 (18%)	602 組合 (100%)
専従職員	596 組合 (99%)	6 組合 (1%)	602 組合 (100%)

資料: 林野庁「令和5年度森林組合統計」

⑤ 役員等の状況

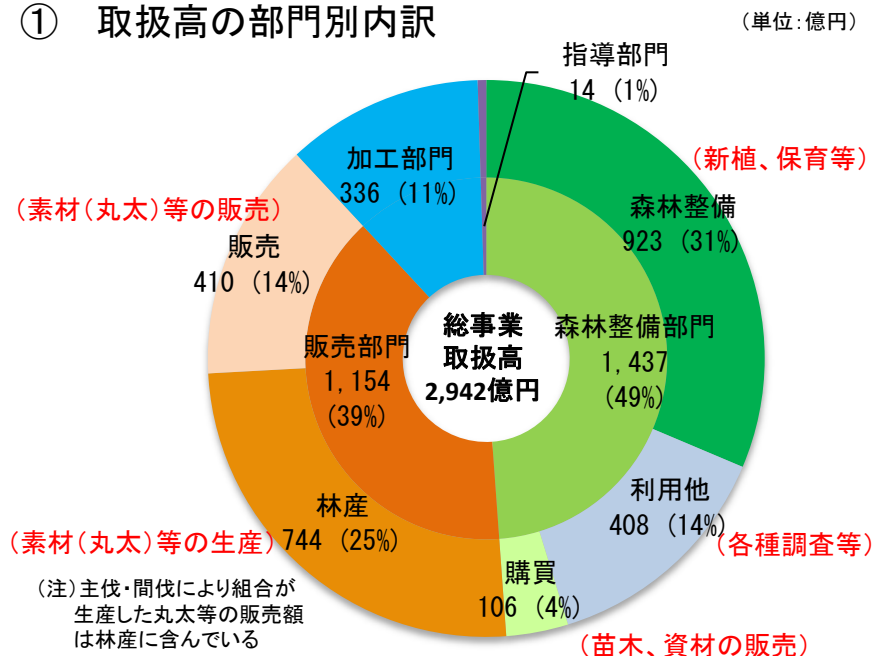
区分	役員					参事
	常勤理事		非常勤理事	監事	計	
	組合数	人数	人数	人数	人数	人数
総数	496	584	6,156	1,719	8,459	349
員外	38	40	88	61	189	兼務理事
女性	9	9	73	20	102	61

資料: 林野庁「令和5年度森林組合統計」

(4) 事業の内容と取扱高

- 令和5年度の総事業取扱高は2,942億円(1組合当たり平均4.9億円)で、前年度比2.2%減少。森林整備部門や販売部門が主な事業であり、両部門が占める割合は全体の9割弱。
- 総事業取扱高の推移をみると、平成10年以降は森林整備部門が減少していたが、近年は、横ばいで推移。なお、素材生産の増加に伴い、販売部門は増加傾向にあったが、ここ5年は横ばい。

① 取扱高の部門別内訳



資料: 林野庁「令和5年度森林組合統計」

[各事業部門の内容]

森林整備部門: 新植、保育(下刈、除伐、間伐等)、治山・林道工事、病虫害防除、各種調査・測量、購買(苗木、資材)等(間伐の手数料(森林整備手数料)等を含む)

販売部門: 林産物(丸太、きのこ類等)、林産物以外の森林の産物、環境緑化木その他の物資の生産・販売

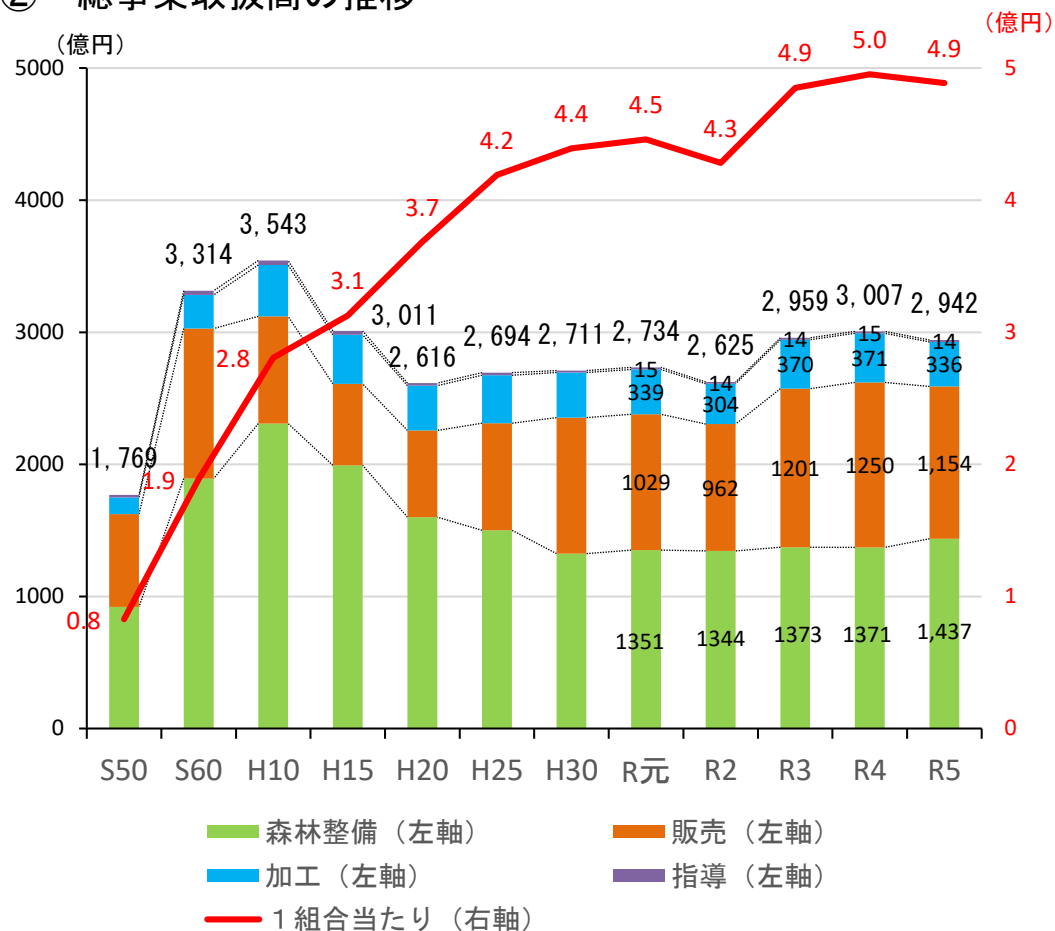
◇林産の例: 組合員から委託を受け又は立木を買い取り、組合が伐採し販売する場合(主伐・間伐により組合が生産した丸太の販売額等(主伐・運搬・販売に係る手数料を含む))

◇販売の例: 組合員や民間事業者が生産した丸太を組合の共販所で販売する場合や組合が買い取り合板工場等に販売する場合(共販所の取扱高、買い取った丸太の販売額等)

加工部門: 林産物(丸太、きのこ類等)等の加工・販売

指導部門: 組合員に対する経営指導(講習会等)、組合広報誌の発行等

② 総事業取扱高の推移



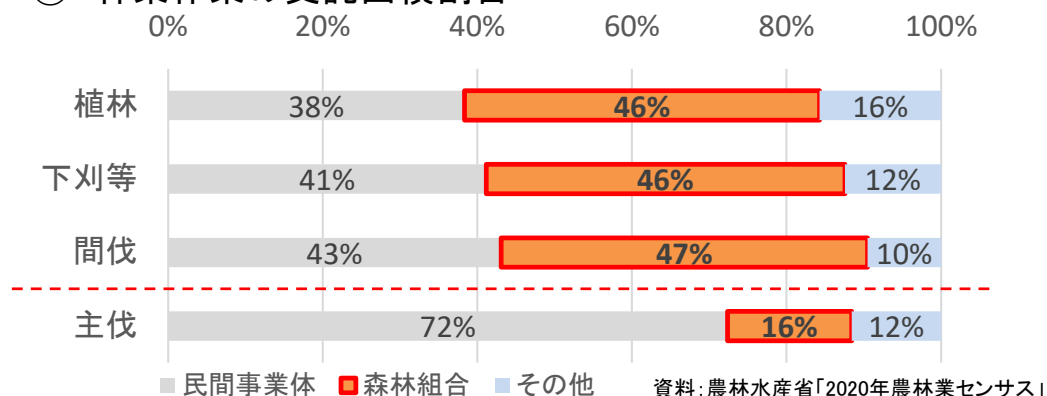
注: 「1組合当たり」は、調査票提出組合数で除した数値。

資料: 林野庁「森林組合統計」

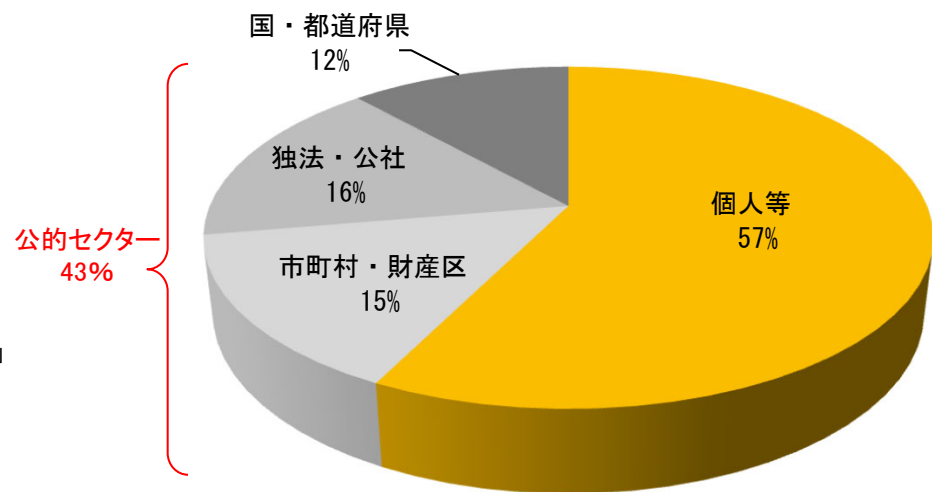
(5) 森林整備部門の事業実施状況

- ❑ 全国における植林、下刈等、間伐の受託面積のうち、森林組合によるものは約5割を占めており、森林組合は我が国の森林整備の中心的な担い手。一方、主伐については、全国の受託面積のうち、森林組合によるものの割合は2割弱にとどまっている状況。
- ❑ 新植・保育の総実施面積及び1組合当たりの実施面積はともに減少していたが、近年は横ばいで推移。また、新植・保育の依頼者別の割合をみると、組合員を含む個人等からの依頼が57%。一方、国や都道府県等公的セクターからの依頼が43%あり、公的な森林整備の担い手の役割も有する。

① 林業作業の受託面積割合

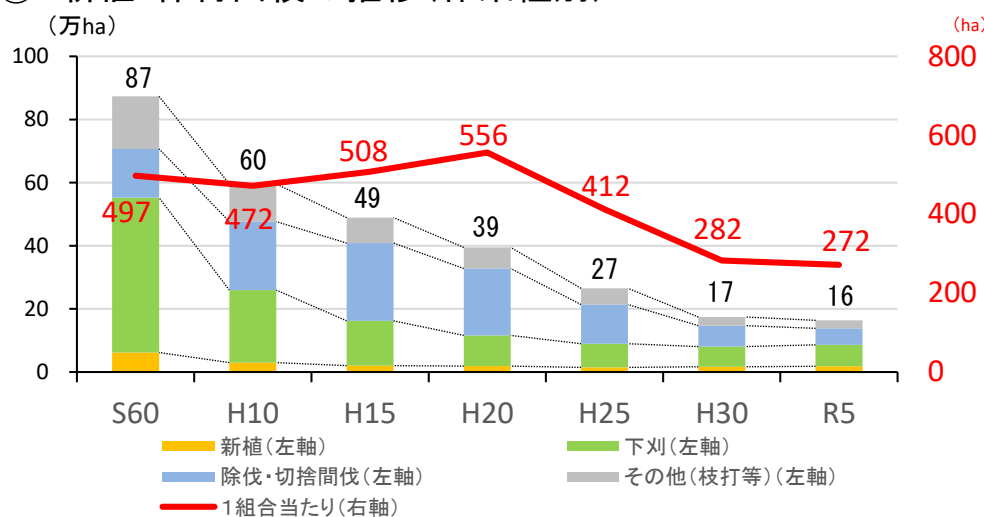


③ 新植・保育の依頼者別割合



資料：林野庁「令和5年度森林組合統計」

② 新植・保育面積の推移(作業種別)



資料：林野庁「森林組合統計」

【参考】新植を行っている森林組合数の推移

区分	S60	H10	H15	H20	H25	H30	R5
組合数	1,439	1,056	776	566	472	485	479
(総組合数に占める割合)	(82%)	(84%)	(81%)	(80%)	(73%)	(79%)	(80%)

資料：林野庁「森林組合統計」

(6) 販売部門の事業実施状況

- ❑ 人工林資源の充実に伴い、森林組合による素材生産・木材販売の取扱量は増加傾向にあったが、近年は横ばい。
- ❑ 素材生産が行われた森林の所有者別の内訳をみると、組合員所有の私有林における生産が約7割。員外の私有林や国有林、公有林等での素材生産も実施。
- ❑ 521組合(87%)が素材生産を実施。生産量が1万m³以上の組合は207組合(34%)あり、生産量では全体の約8割(548万m³)。
- ❑ 森林組合が運営する共販所の取扱量は増加傾向にあったが、近年は横ばい。

① 素材生産量・木材販売量の推移



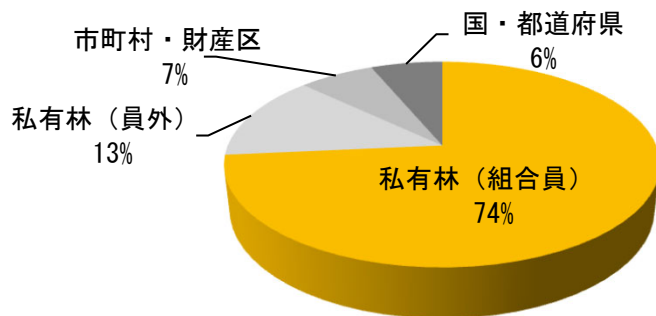
注: 1) S50、S60については、主伐・間伐別の集計を行っていないため、総量をグラフに記載している。

2) 「1組合当たり」は、調査票提出組合数で除した数値。

国内生産量に対するシェア	S50	S60	H10	H15	H20	H25	H30	R5
	8%	15%	22%	26%	30%	34%	33%	29%

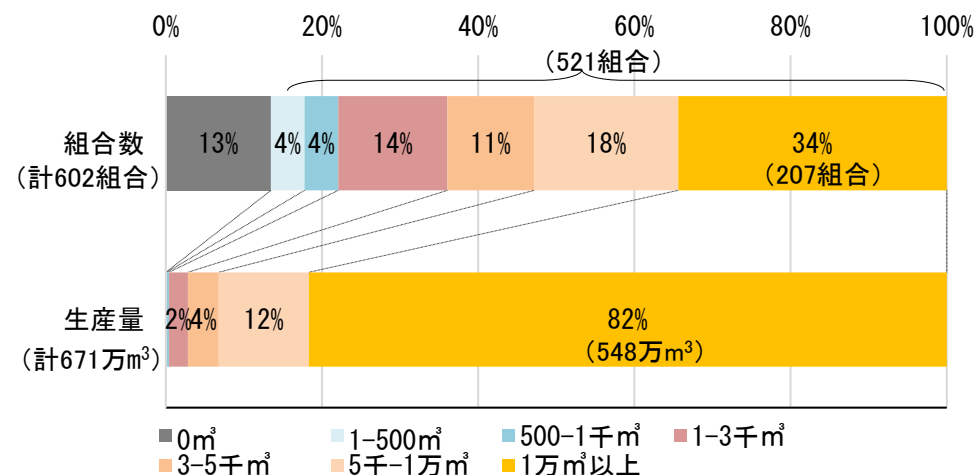
資料: 林野庁「森林組合統計」、農林水産省「木材需給表」

② 素材生産の森林所有者別割合



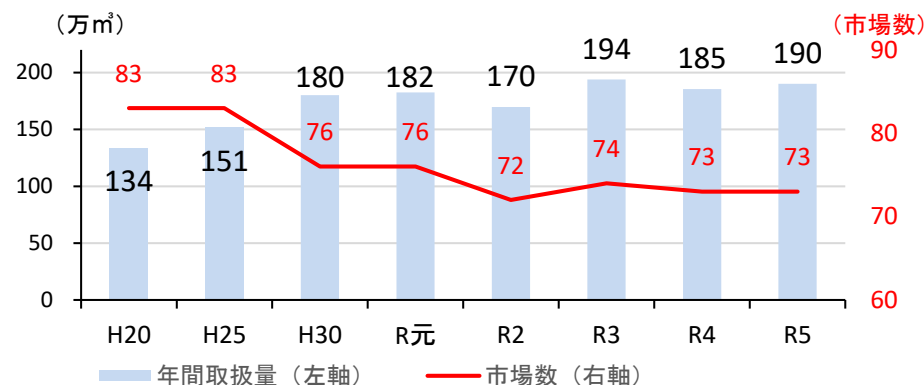
資料: 林野庁「令和5年度森林組合統計」

③ 素材生産量別の組合数



資料: 林野庁「令和5年度森林組合統計」

④ 森林組合が運営する木材市場 (共販所) の取扱量の推移



資料: 林野庁「森林組合統計」

(7) 森林組合の経営状況

- 令和5年度は、森林組合の84%が事業利益、85%が経常利益を計上。1組合当たり平均は、それぞれ2,025万円、356万円。
- 事業損益の推移をみると、近年、事業利益を計上する組合が増加している。
- 事業損益を部門別にみると、販売部門及び森林整備部門が利益を生んでいる状況。

① 森林組合の経営状況

[事業損益]

事業損失計上	事業利益計上	計
96組合 16%	506組合 84%	602組合
平均 ▲1,231万円	平均2,025万円	平均1,506万円

[経常損益]

経常損失計上	経常利益計上	計
73組合 12%	529組合 88%	602組合
平均 ▲1,120万円	平均2,158万円	平均1,761万円

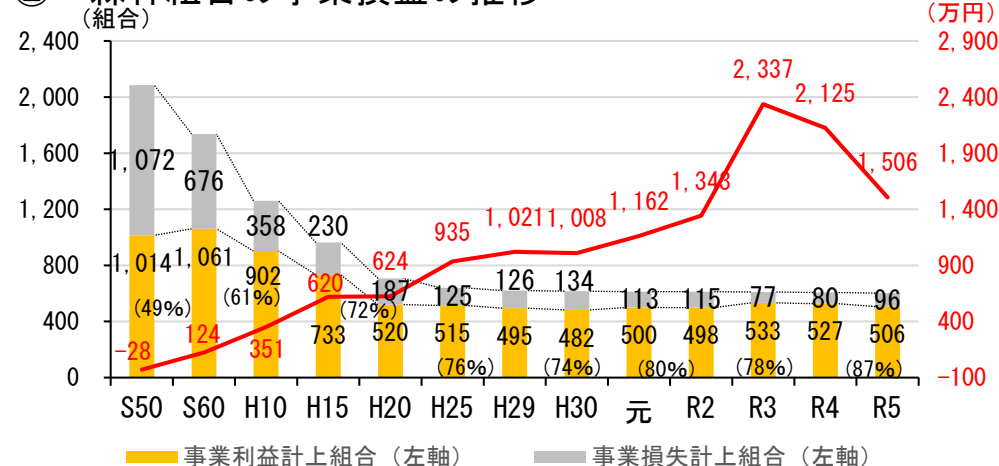
[当期剰余金]

当期欠損金計上	当期剰余金計上	計
61組合 10%	541組合 90%	602組合
平均 ▲1,086万円	平均1,625万円	平均1,350万円

注:事業損益は、事業総収益から事業総費用と事業管理費を引いたもの(株式会社等の営業損益に相当)。経常損益は、事業損益に事業外損益を加えたもの。

資料:林野庁「令和5年度森林組合統計」

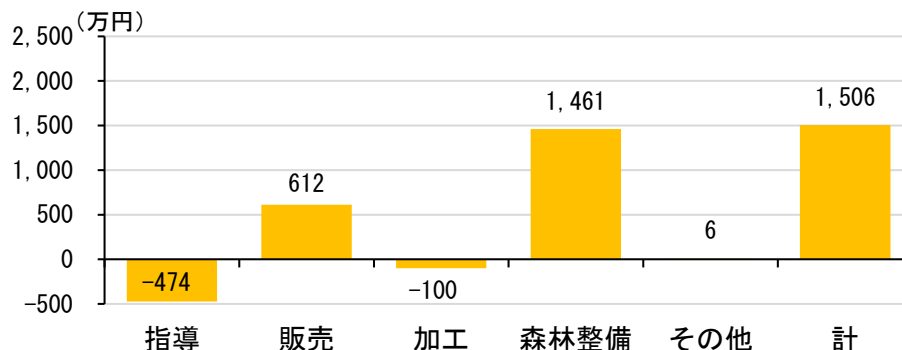
② 森林組合の事業損益の推移



注:「1組合当たり」は、調査票提出組合数で除した数値。

資料:林野庁「森林組合統計」

③ 部門別事業損益の比較 (1組合当たり)



注:「1組合当たり」は、調査票提出組合数で除した数値。

資料:林野庁「令和5年度森林組合統計」

(8) 森林組合による森林施業の集約化の取組状況

- **組合員所有森林を中心とした森林施業の集約化等は、協同組織たる森林組合の中心かつ本来的な事業。**そのため、森林組合においては、組合員所有森林の経営の設計図となる森林経営計画を作成し、その着実な実行が求められている。
- 森林組合の8割弱が、森林経営管理制度における経営管理実施権の設定を希望する民間事業者として公表されている。
- 組合員所有森林に係る施業集約化や森林経営計画の作成等の中核的担い手として「**森林施業プランナー**」の育成も重要。認定森林施業プランナー（森林施業プランナー協会の認定を受けた者）については、80%の森林組合に計1,795人が在籍しており、現役認定者数（令和5年度末時点）の76%を占める。

① 森林組合が作成した森林経営計画の面積

実施組合数	538 組合
森林組合が作成した経営計画面積 (a)	225 万ha
全国の経営計画作成面積 (b) (R6年3月末時点)	467 万ha
森林組合が占める割合 (a/b)	48 %

資料：林野庁「令和5年度森林組合統計」

③ 森林組合における認定森林施業プランナー在籍状況

認定森林施業プランナーが 在籍する森林組合数 (全森林組合に占める割合)	481組合 (80%)
認定森林施業プランナーの在籍人数 (現役認定者数に占める割合)	1,795人 (76%)

注：「全森林組合に占める割合」は、調査票提出組合数(602組合)で除した数値。

資料：林野庁「令和5年度森林組合統計」、森林施業プランナー協会調べ(令和5年度末時点)

④ 認定森林施業プランナーの状況

令和7年4月1日現在

区分	H28 認定	H29 認定	H30 認定	R元 認定	R2 認定	R3 認定	R4 認定	R5 認定	R6 認定
認定者数	242	208	200	166	106	133	153	133	105
森林組合系統 (全体に占める割合)	196 (81%)	168 (81%)	165 (83%)	119 (72%)	67 (63%)	88 (66%)	120 (78%)	110 (83%)	71 (68%)

② 森林経営管理法第36条第2項による公表状況

森林経営管理法第36条第2項により経営管理実施権の設定を希望する民間事業者として公表されている森林組合 (全森林組合に占める割合)	449組合 (75%)
--	----------------

注：「全森林組合に占める割合」は、調査票提出組合数(602組合)で除した数値。

資料：林野庁「令和5年度森林組合統計」

資料：林野庁業務資料

(9) 森林組合の雇用労働者の状況

- 森林組合に雇用され、森林整備等に従事する労働者数(以下「雇用労働者」)は減少傾向(1組合当たり平均22人)。
- 賃金の支払形態については、事業日数が天候に大きく影響を受けることから、日給制が多いが、月給制の割合が増えている。
- 雇用労働者の年間就業日数については、年間就業日数210日以上の者の割合が、伐出、造林、その他のいずれの作業区分でも増加し、全体では68%に増加。
- 雇用労働者の年齢階層別の割合をみると、全体では60歳以上の占める割合が30%と高いものの、特に伐出で、49歳以下の割合が高く、年齢層の平準化が進展。

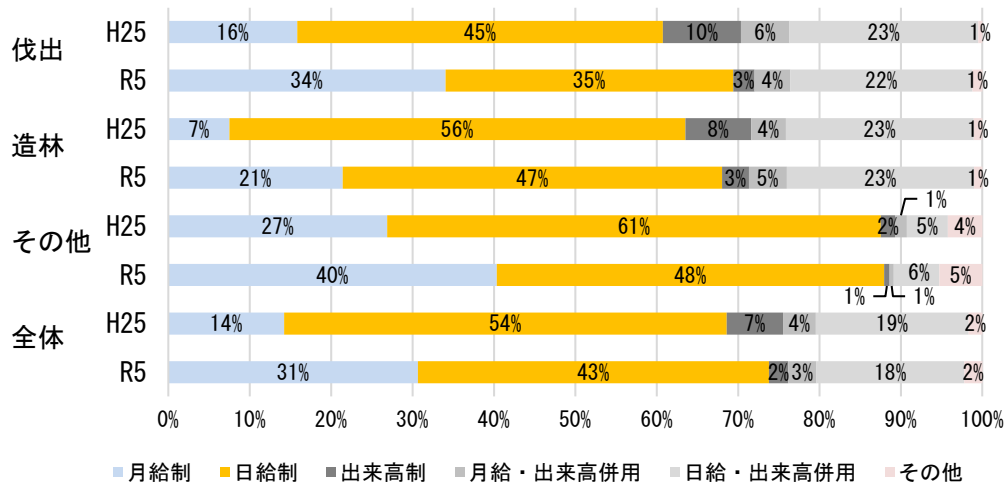
① 森林組合の雇用労働者の状況

区分	H10	H15	H20	H25	H30	R5
雇用労働者がいる組合数	1,075	852	658	605	577	562
全体に占める割合	83%	88%	93%	94%	94%	93%
雇用労働者数	63,936人	45,543人	25,562人	19,800人	14,701人	12,468人
1組合当たり	59人	53人	39人	33人	25人	22人
1人当たり年間就労日数	96日	114日	153日	178日	202日	206日

注:「1組合当たり雇用労働者数」は、雇用労働者がいる組合数で除した数値。

資料:林野庁「森林組合統計」

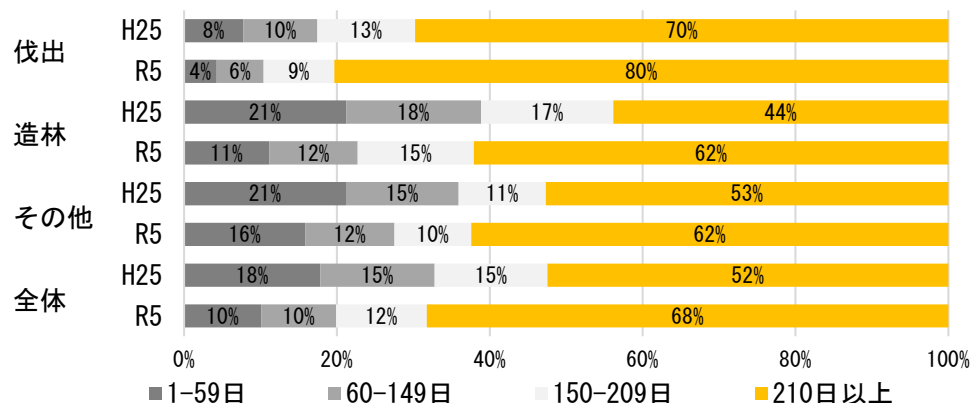
② 雇用労働者の賃金形態別割合



注:「全体」は全作業区分を通じた全雇用労働者に占める比率

資料:林野庁「森林組合統計」

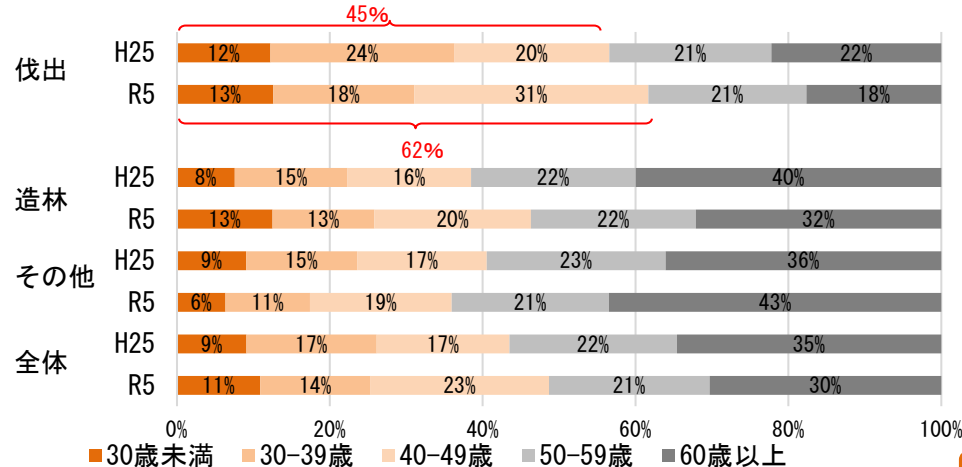
③ 雇用労働者の年間就業日数別割合



注:「全体」は全作業区分を通じた全雇用労働者に占める比率

資料:林野庁「森林組合統計」

④ 雇用労働者の年齢階層別割合



注:「全体」は全作業区分を通じた全雇用労働者に占める比率

資料:林野庁「森林組合統計」

2 道府県連合会の現状

(1) 道府県連合会の組織の概要

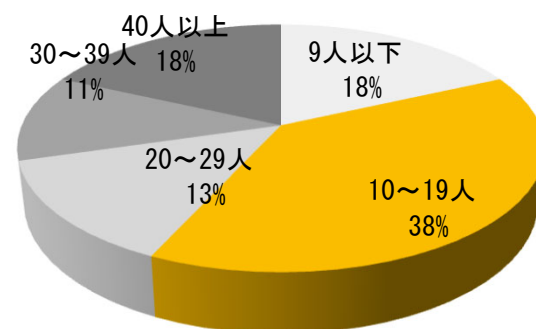
- 森林組合等を会員とする、都道府県の範囲を地区とする道府県連合会(以下「連合会」)が、現在、**45設立**されている。(森林組合連合会44、協同組合連合会1(兵庫県)。なお、大阪府及び東京都においては、1都府1組合体制となったことに伴い、大阪府森林組合連合会が平成14年2月に、東京都森林組合連合会が平成29年10月に解散。)
- **1連合会当たりの常勤理事は1.3人、正職員22.5人、嘱託職員等4.7人**(令和5年度末現在)。
- 45連合会について、規模別にみると、常勤役職員では10～19人、払込済出資金では1億円未満が最多。

① 連合会の組織の概要

連合会数	45連合会	1 連合会当たり
会 員 数	624 会員	13.9 会員
正会員数	606 会員	13.5 会員
森林組合	601 組合	13.4 組合
生産森林組合	5 組合	0.1 組合
准会員数	18 会員	0.4 会員
常勤理事	58 人	1.3 人
正職員	1,012 人	22.5 人
嘱託職員等	213 人	4.7 人
払込済出資金	87 億円	194 百万円

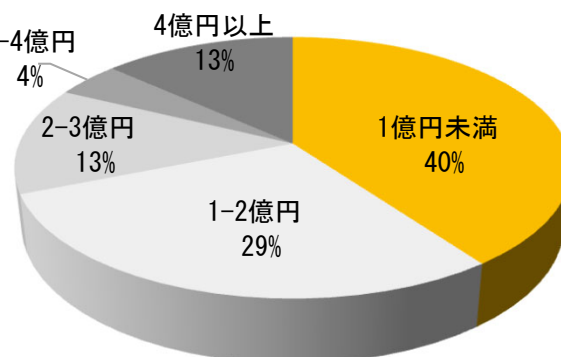
資料: 全国森林組合連合会調べ(令和5年度)

② 常勤役職員数別の連合会の割合



資料: 全国森林組合連合会調べ(令和5年度)

③ 払込済出資金額別の連合会の割合



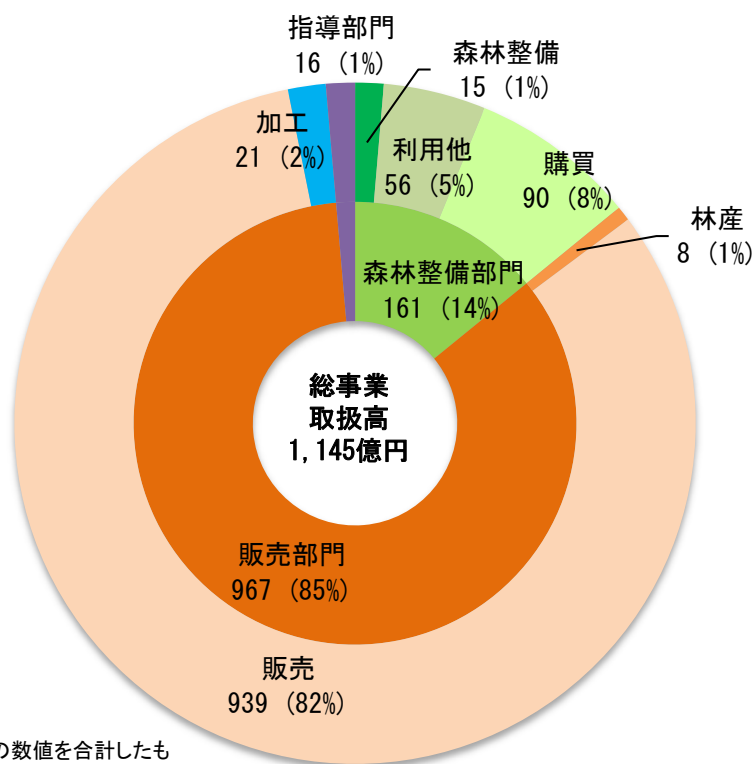
資料: 全国森林組合連合会調べ(令和5年度)

(2) 事業の内容と取扱高

- 令和5年度の総事業取扱高は1,145億円(1連合会当たり25.4億円)。全体の85%を占める販売部門(林産、木材の加工、販売等)は連合会の中心的な事業。
- 総事業取扱高のうち販売部門の取扱高については、平成20年代は素材生産量の増加に伴い増加傾向にあったが、ここ5年は横ばい。

① 取扱高の部門別内訳

(単位: 億円)



※各部門の内訳の数値を合計したものは「計」と一致しない。

資料: 全国森林組合連合会調べ(令和5年度)

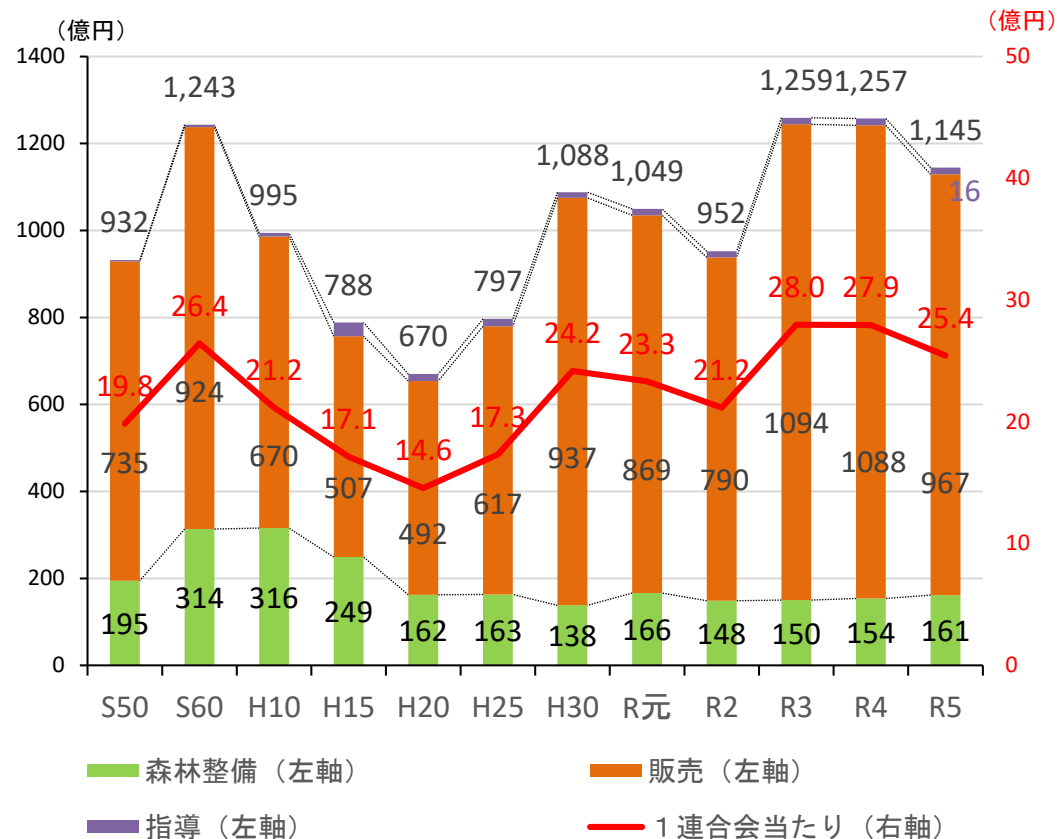
[各事業部門の内容]

森林整備部門: 購買事業、森林整備事業、利用事業、金融事業等

販売部門: 販売事業、林産事業、加工事業

指導部門: 指導・監査事業

② 総事業取扱高の推移

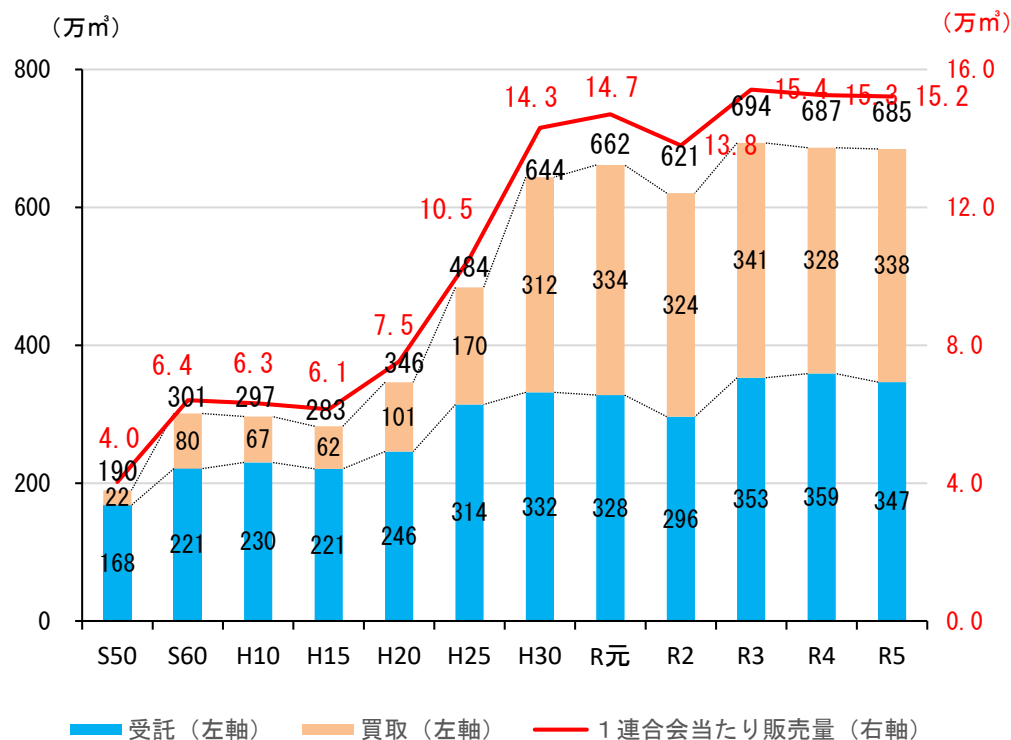


資料: 全国森林組合連合会調べ

(3) 販売部門の事業実施状況

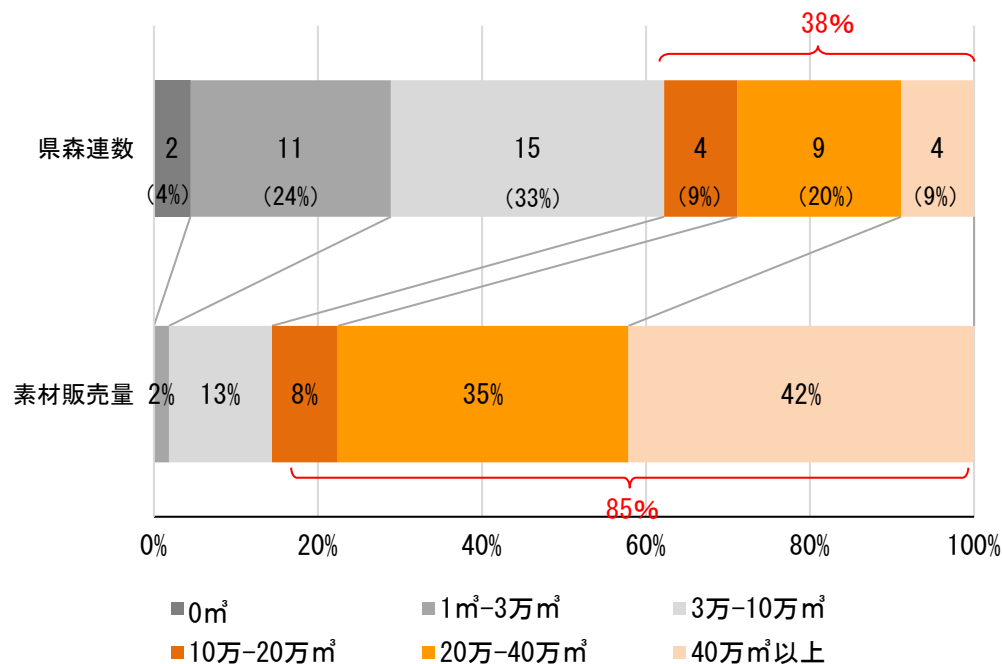
- ❑ 連合会の中心的な事業である販売事業において、特に素材の販売について全体の取扱量が増加傾向にあったが、近年は横ばい。
- ❑ 連合会では、共販所による販売のほか、合板工場など大口需要者との協定販売・契約販売に取り組んでおり、総販売量のうち買取による販売量が近年増加している。
- ❑ 取扱量が10万m³以上ある17連合会(38%)が素材販売量の85%を占める。

① 連合会による素材の総販売量の推移



資料: 全国森林組合連合会調べ

② 素材販売量別の連合会数



資料: 全国森林組合連合会調べ(令和5年度)

(4) 道府県連合会の経営状況

- 令和5年度は、連合会の約6割に相当する26連合会が事業利益を計上し、約8割の37連合会が経常利益を計上。1連合会当たり平均は、それぞれ2,365万円、3,374万円。
- 事業損益の推移をみると、素材販売の取扱量が増加していることから、近年は改善傾向。

① 連合会の経営状況

〔事業損益〕

事業損失計上	事業利益計上	計
19連合会 42%	26連合会 58%	45連合会
平均▲895万円	平均4,747万円	平均2,365万円

〔経常損益〕

経常損失計上	経常利益計上	計
8連合会 18%	37連合会 82%	45連合会
平均▲931万円	平均4,304万円	平均3,374万円

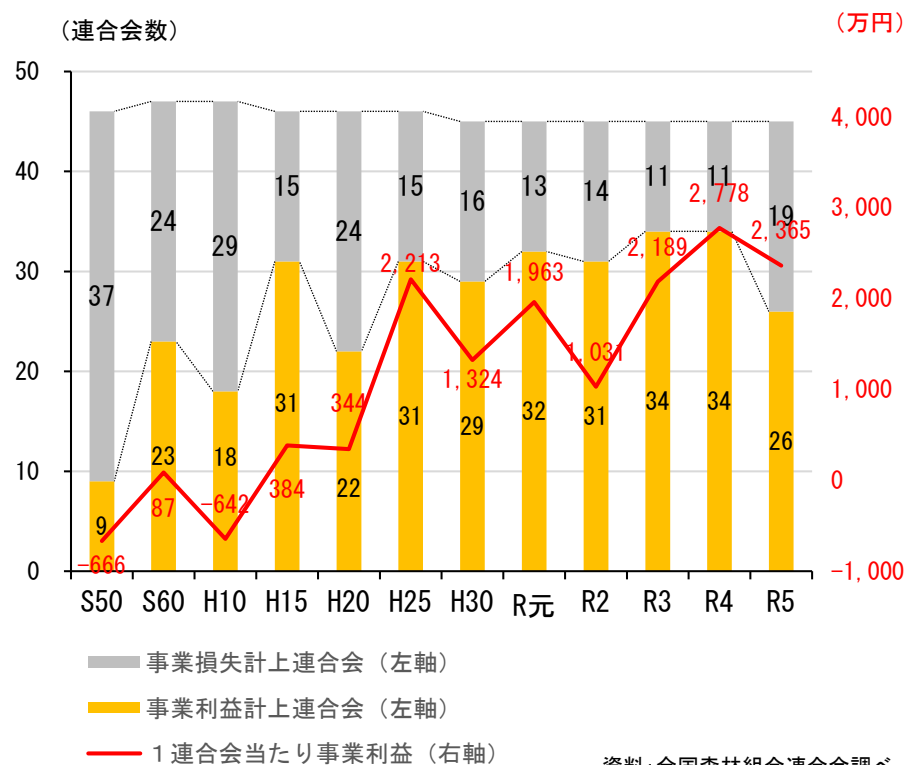
〔当期剰余金〕

当期欠損金計上	当期剰余金計上	計
9連合会 20%	36連合会 80%	45連合会
平均▲839万円	平均3,260万円	平均2,440万円

注：事業損益は、事業総収益から事業総費用と事業管理費を引いたもの（株式会社等の営業損益に相当）。経常損益は、事業損益に事業外損益を加えたもの。

資料：全国森林組合連合会調べ（令和5年度）

② 連合会の事業損益の推移



資料：全国森林組合連合会調べ

3 全国森林組合連合会の概要

- ❑ 全国森林組合連合会（以下「全森連」）は、全国を地区として設立され、44連合会、東京都森林組合及び大阪府森林組合が正会員。（ひょうご森林林業協同組合連合会は准会員）
- ❑ 全森連の令和5年度の総事業取扱高は84億円で、指導部門が占める割合は全体の約6割。近年、販売部門が増加傾向。

① 全森連の組織の概要（令和5年度末）

会員数	48会員
常勤役職員数	32人
常勤理事	3人
職員	30人
払込済出資金	15億円

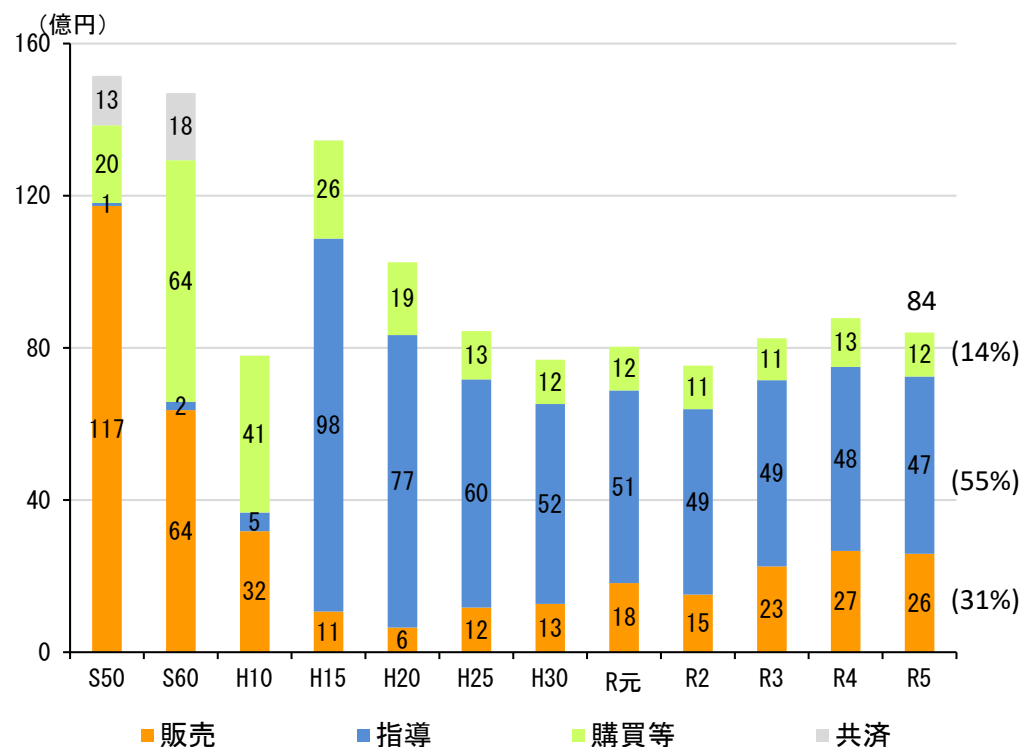
注：会員には、准会員として組合林業株式会社（子会社）を含む。

② 経営状況（5事業年度）

(百万円)			
区分	R3	R4	R5
事業利益	43	27	-8
経常利益	66	34	-0.2
当期剰余金	-4	19	-0.5

資料：全国森林組合連合会調べ

③ 総事業取扱高の推移



資料：全国森林組合連合会調べ

4 生産森林組合の現状

(1) 生産森林組合制度の概要

□ 生産森林組合は、森林所有者である組合員が資本(森林)と労働と経営能力を提供して、森林経営の共同化を目的として、自ら森林を保有し、当該森林の経営を行う組織。その多くは森林組合の組合員。

① 森林組合法の主な規定

(事業の種類)

第九十三条 生産森林組合(以下この章において「組合」という。)は、森林の経営(委託又は信託を受けて行うものを除く。)及びこれに附帯する事業を行うものとする。

2 組合は、前項の事業のほか、次に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 環境緑化木又は食用きのこの生産
- 二 森林を利用して行う農業
- 三 委託を受けて行う森林の施業又は経営
- 四 前三号の事業に附帯する事業

3 第九条第四項及び第五項本文の規定は、組合に係る林道について準用する。

(組合員たる資格)

第九十四条 組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であって定款で定めるものとする。

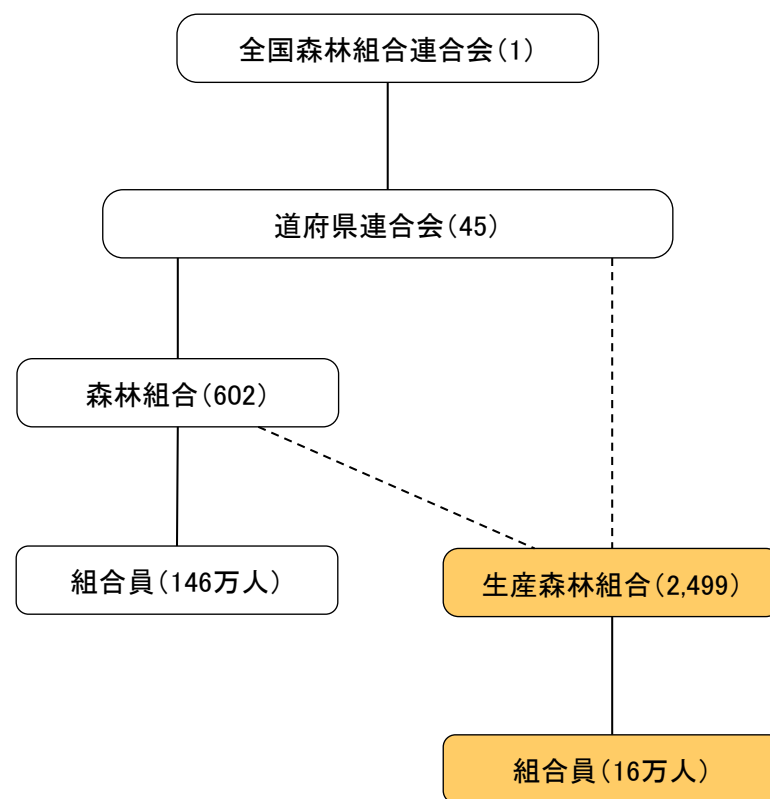
- 一 組合の地区内にある森林又はその森林についての権利を組合に現物出資する個人
- 二 組合の地区内に住所を有する個人で林業を行うもの又はこれに従事するもの

(組合の事業と組合員との関係)

第九十五条 組合員の二分の一以上は、その組合の行う事業に常時従事する者でなければならない。

2 組合の行う事業に常時従事する者の三分の一以上は、その組合の組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければならない。

② 森林組合の系統図



※()内の数字は、令和5年度末時点の連合会数、組合数、組合員数。組合員数は調査票を提出した組合についての数値。

※東京都及び大阪府については、1森林組合体制となっており、連合会がない。

(2) 生産森林組合の組織の概要

- 令和5年度末現在の生産森林組合数は2,499組合。1組合当たりの平均組合員数は85人、経営森林面積は156ha。
- 生産森林組合の設立動機としては、集落有林の共同経営が60%で半数以上を占める。また、生産森林組合の75%が森林組合に加入。

① 組織の概要

生産森林組合数	2,499 組合	1 組合当たり
組合員数	159 千人	85 人
経営森林面積	291 千ha	156 ha
払込済出資金	215 億円	1,147 万円
現金払込出資金	26 億円	138 万円
現物払込出資金	189 億円	1,009 万円
常勤役員数	68 人	0.04 人
常勤職員数	36 人	0.02 人

注：生産森林組合数は、都道府県知事が認可した組合数。その他の項目は記載のある調査票を提出した1,873組合についての数値。「1組合当たり」は、調査票提出組合数で除した数値。

資料：林野庁「令和5年度森林組合統計」

② 設立動機別組合数

区分	組合数	(%)
集落有林の共同経営	1,133	60%
記名共有林の共同経営	251	13%
市町村有林等払下林の共同経営	194	10%
個人有林の現物出資に基づく共同経営	185	10%
その他	110	6%
計	1,873	100%

注：1)調査票を提出した組合についての数値。

2)「その他」は、国有林払下林の共同経営、国有林に部分林を設定して共同経営等。

資料：林野庁「令和5年度森林組合統計」

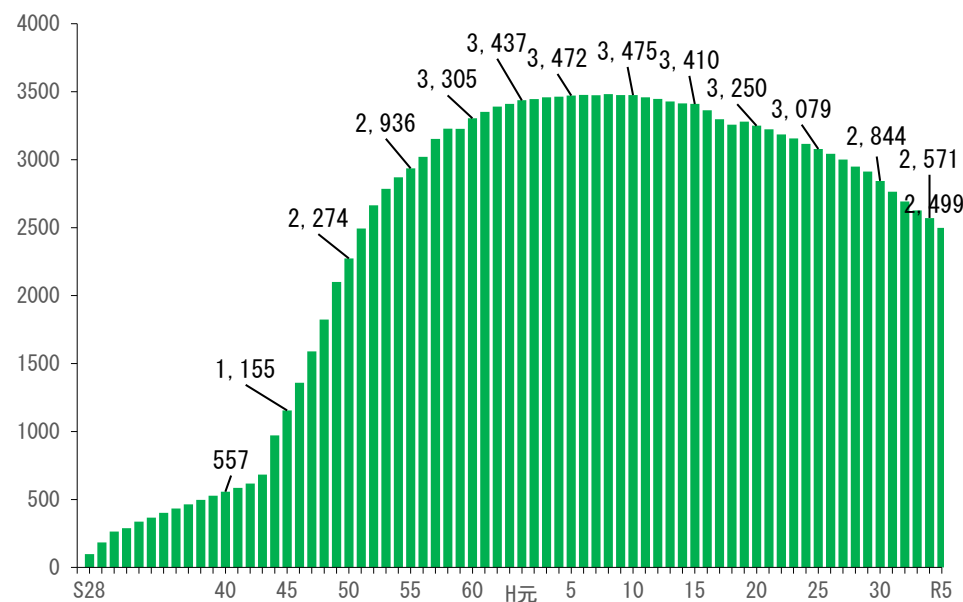
③ 森林組合への加入状況

加入している	加入していない	計
1,408 (75%)	465 (25%)	1,873 (100%)

注：調査票を提出した組合についての数値。

資料：林野庁「令和5年度森林組合統計」

④ 生産森林組合数の推移



資料：林野庁「森林組合統計」

(3) 事業内容と実施状況

- 生産森林組合は、森林の経営(委託又は信託を受けて行うものを除く。)を必須事業とし、このほか、①環境緑化木又は食用きのこの生産、②森林を利用して行う農業、③委託を受けて行う森林の施業又は経営を任意事業として行うことが可能。
- 経営方法別の森林面積では、組合が土地を所有し自ら施業・経営をしている森林が約7割。
- 林種別の森林面積では、人工林と天然林の割合はほぼ同程度。なお、天然林の多くは、かつての薪炭林であると推察。
- 令和5年度は、**全体の9%の組合(164組合)**が保育を実施したほか、間伐は5%の組合(101組合)、主伐は2%の組合(35組合)が実施。

① 経営方法別の森林面積

区分	所有林	分収林	委託	その他	計
組合数	1,715	478	14	710	1,866
面積(千ha)	204	29	0.6	58	291
割合(%)	70	10	0.2	20	100

注:1) 調査票を提出した組合についての数値。

2)「組合数」は、1つの組合で複数の経営方法があるため内訳と計は一致しない。

3)「所有林」は、組合が土地を所有し自ら施業経営を行っているもの。

4)「分収林」は、組合は土地を所有せず、分収林契約等により施業経営を行っているもの。

5)「委託」は、組合が所有者から委託を受けて施業又は経営を行うもの。

6)「その他」は、組合が土地を所有し、他の事業者に施業させているもの。

資料: 林野庁「令和5年度森林組合統計」

② 林種別の森林面積

区分	人工林	天然林	その他	計
面積(千ha)	139	132	21	291
割合(%)	48	45	7	100

注:1) 調査票を提出した組合についての数値。

2)「その他」は、竹木、伐採跡地、無立木地等。

資料: 林野庁「令和5年度森林組合統計」

③ 施業別の事業実施状況

区分	新植	保育	主伐	間伐
実施組合数	21	164	35	101
割合(%)	1	9	2	5
実施面積(ha)	68	1,367	97	853
実施組合1組合当たりの実施面積(ha)	3.2	8.3	2.8	8.4

注:1) 調査票を提出した組合についての数値。

2)「割合」は記載のある調査票を提出した1,873組合に対する割合。

3)「保育」には切り捨て間伐が含まれる。

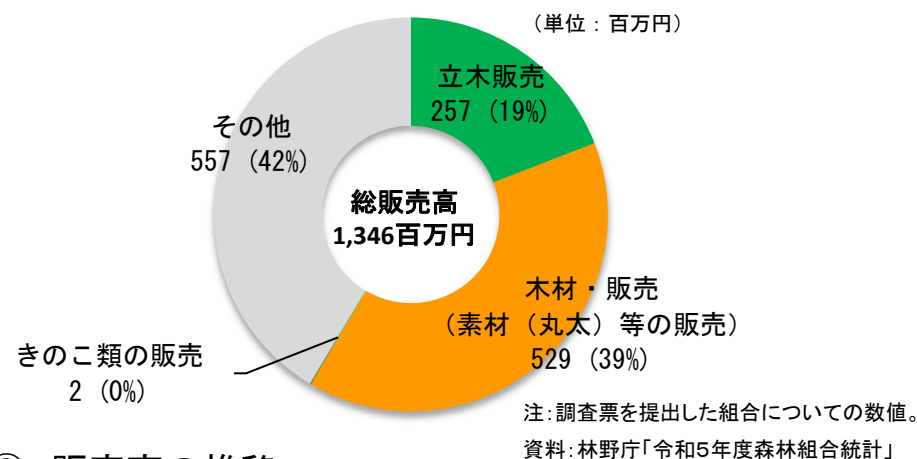
4)「間伐」は利用間伐。

資料: 林野庁「令和5年度森林組合統計」

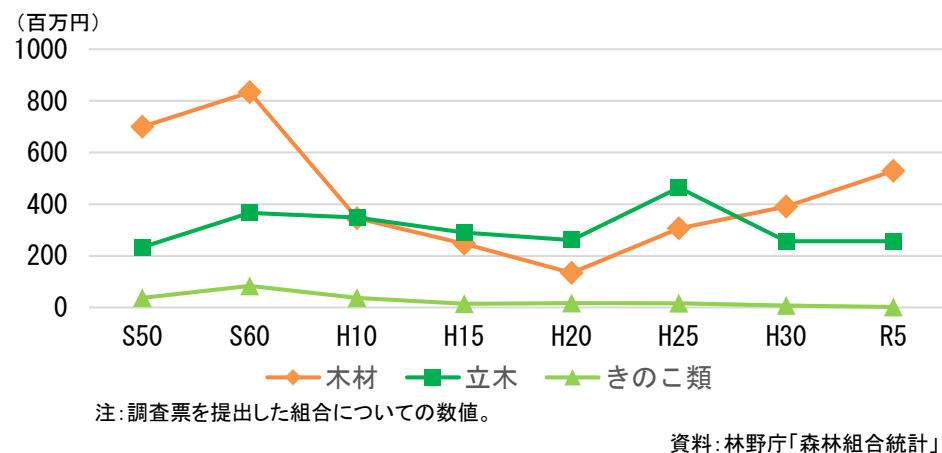
(4) 販売高

- ❑ 立木及び木材の販売額は、近年、横ばいから増加傾向。
- ❑ 令和5年度に販売事業等で事業収入のあった生産森林組合は全体の28%(525組合)。その内訳は、
 - ・立木販売を行った組合 : 97組合(実施1組合当たりの販売高は 265万円)
 - ・素材(丸太)等の木材販売を行った組合 : 137組合(実施1組合当たりの販売高は 386万円)
 - ・きのこ類の販売を行った組合 : 13組合(実施1組合当たりの販売高は 19万円)
 - ・その他の販売を行った組合 : 338組合(実施1組合当たりの販売高は 165万円)

① 販売高の実績



② 販売高の推移



③ 販売対象別の事業実施状況

区分	立木販売	木材販売 (素材(丸太) 等の販売)	きのこ類 販売	その他	計
実施組合数	97	137	13	338	525
割合 (%)	5	7	1	18	28
数量	千m ³ 157	千m ³ 73	千kg 2	-	-
販売高(百万円)	257	529	2	557	1,346
実施組合1組合当たりの販売高(百万円)	2.7	3.9	0.2	1.6	2.6

注: 1)「素材(丸太)等」は、一般用材、パルプ用材、杭丸太等。

2)「その他」は、施設利用料、貸付料等。

3)「割合」は、記載のある調査票を提出した1,995組合に対する割合。

4)複数の区分で実績のある組合があるため、「組合数」、「割合」、「1組合当たりの販売高」の内訳の数値を合計したものは「計」と一致しない。

資料: 林野庁「令和5年度森林組合統計」

(5) 生産森林組合の経営状況

- 令和5年度は、生産森林組合の18%に相当する280組合が事業利益を計上し、83%に相当する1,320組合が事業損失を計上。1組合当たり平均は、62万円の事業損失を計上。
- 経常損益では、47%に相当する768組合が経常利益を計上し、53%に相当する853組合が経常損失を計上。1組合当たり平均は、41万円の経常利益を計上。
- 事業損益の推移をみると、近年では1組合当たりの事業損益は横ばい。

① 生産森林組合の経営状況

[事業損益]

事業損失計上	事業利益計上	計
1,320組合 83%	280組合 18%	1,600組合
平均▲112万円	平均171万円	平均▲62万円

[経常損益]

経常損失計上	経常利益計上	計
853組合 53%	768組合 47%	1,621組合
平均▲39万円	平均129万円	平均41万円

[当期剰余金]

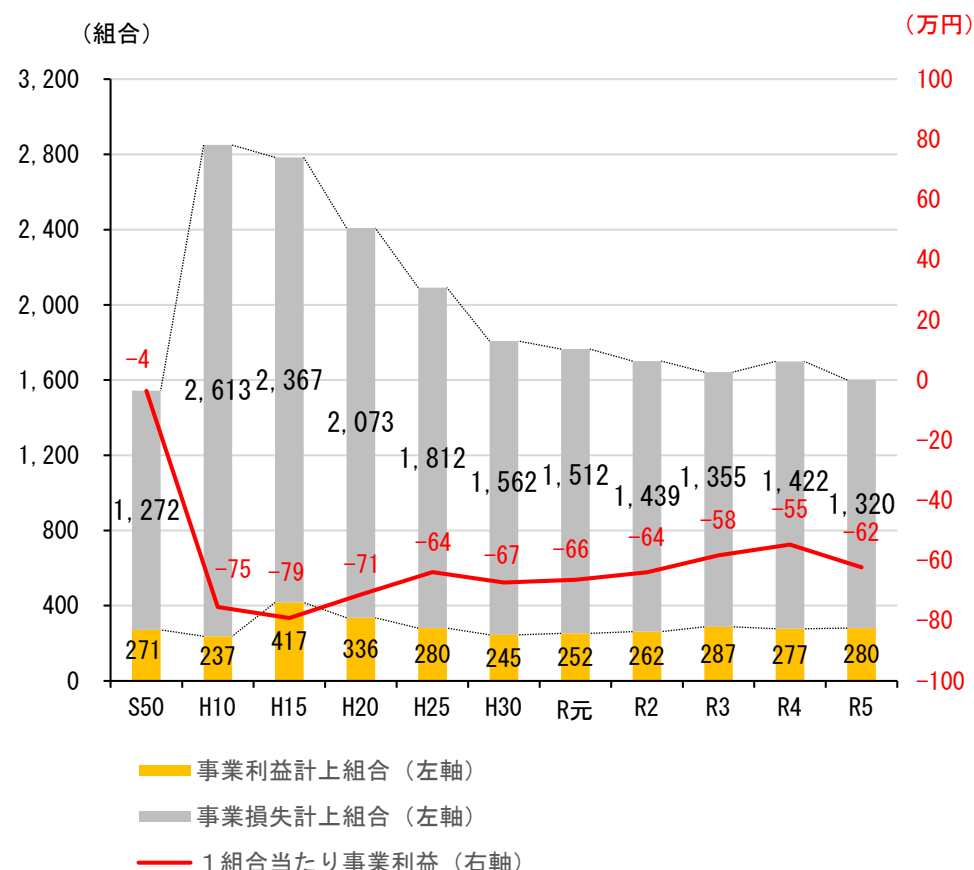
当期欠損金計上	当期剰余金計上	計
1,031組合 63%	600組合 37%	1,631組合
平均▲34万円	平均160万円	平均38万円

注:1)事業損益は、事業総収益から事業総費用と事業管理費を引いたもの(株式会社等の営業損益に相当)。経常損益は、事業損益に事業外損益を加えたもの。

2)調査票を提出した組合についての数値。

資料:林野庁「令和5年度森林組合統計」

② 生産森林組合の事業損益の推移



注:調査票を提出した組合についての数値。

資料:林野庁「森林組合統計」

(参考) 生産森林組合制度をめぐるこれまでの経緯

① 明治29年以前

いわゆる部落有林、共有林、入会林など、生産森林組合の源流ともいえるべき森林の経営形態は古くから存在。

② 明治40年

森林法改正により、森林組合制度が創設。
施業森林組合の一部が、現行の生産森林組合に相当。

③ 昭和26年

協同組合原則を踏まえた組織とするため、森林法改正により、森林組合制度を全面的に見直し、組合自ら森林を所有し経営を行うものを生産組合として位置づけ。

④ 昭和30年代

「町村合併促進法(S28)」、「新市町村建設促進法(S31)」に基づく市町村合併の進展に伴い、旧市町村有林野の受入先として設立が増加。

⑤ 昭和40年代

「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(S41)」に基づいて行われた、入会林野の整備後の協業経営の主体として設立が急増。

⑥ 昭和53年

森林組合制度を森林法から分離独立し、森林組合法に規定。その際、森林組合の一形態であった生産組合を生産森林組合制度として分離するとともに、生産森林組合については、事業範囲を拡大(きのこ)し、常時従事義務も緩和(組合員数の2/3 → 1/2)。

⑦ 平成28年

委託を受けて森林の施業又は経営を行うことができることとするとともに、生産森林組合がその組織を変更し、株式会社、合同会社又は認可地縁団体になることができるよう手続き規定を整備。

【参考】森林組合法の沿革

- ❑ 森林組合制度は、民有林における森林資源の開発や培養を進めるため、森林所有者が森林施業等の事業を協同で行うための団体組織として、明治40年、森林法の中に創設。
- ❑ その後、昭和26年に協同組合原則に則った森林所有者のための協同組織として位置付けられ、さらに昭和53年に森林法から分離され、森林組合法が制定。

① 明治40年森林法改正

当時の木材需要の急増を背景に、人工林造成など積極的な山林利用の促進のため、森林施業等を協同で行う団体組織として「**森林組合**」の制度を創設。設立は任意であるものの、組合が設立されると地区内の組合員資格を有する者全員の強制加入が原則。

② 昭和14年森林法改正

戦時体制下における膨大な木材需要に対応するため、森林組合を計画的な施業の実施機関として位置付け。森林組合の範囲を市町村単位に拡大するとともに、任意設立・強制加入から強制設立・強制加入制に変更。また、森林組合連合会制度を創設。

③ 昭和26年森林法改正

森林組合を森林所有者の協同組織として位置付け、「森林施業の合理化と森林生産力の増進」及び「森林所有者の経済的社会的地位の向上」をその目的とした。組織・運営方法についても、加入・脱退の自由や任意設立等、協同組合原則に則ったものに改められた。また、森林組合は、施設組合と生産組合に分けられた。

④ 昭和49年森林法改正

従来第二義的とされていた「森林所有者の経済的社会的地位の向上」が「森林施業の合理化及び森林生産力の増進」と並ぶ第一義的な目的に引き上げられ、森林所有者の協同組織としての人的側面をさらに強調。

⑤ 昭和53年森林組合法制定

森林組合に期待される広範な役割への制度的対応を図るため、森林組合制度を森林法から分離独立し、**単独の根拠法として森林組合法を制定**。森林組合と生産森林組合の制度的分離、連合会による監査業務や森林組合監査士制度の新設等が措置された。

⑥ 昭和62年改正

森林組合の機能の充実と組織の強化のため、(1)事業範囲の拡大等（資金貸付事業や購買事業の拡大等）、(2)信託事業の改善、(3)共同施業規程制度の創設、(4)准組合員資格の拡大、(5)総代会の権限強化、(6)森林組合連合会の施業又は経営の受託の事業の創設等が措置された。

⑦ 平成9年改正

森林組合の規模の拡大や事業の多角化のため、(1)事業範囲の拡大（加工販売事業や共同利用施設事業の拡大）、(2)指定森林組合制度の創設（H17改正時に廃止）、(3)執行体制の整備等（理事会の設置、理事に関する規定の整備、監査機能の拡充等（商法規定の大幅な準用））、(4)森林組合連合会から森林組合への権利義務の承継等が措置された。

⑧ 平成17年改正

森林組合の機能と組織基盤の強化のため、(1)事業範囲の拡充（教育機能増進事業の追加）、(2)員外利用制限の緩和（森林施業、木質バイオマス事業及び教育・情報提供事業）、(3)森林の一体的な整備のための販売事業等の員外利用制限の特例、(4)准組合員資格の拡充、(5)解散・合併手続きの簡素化、(6)事業別損益を明らかにした書面等の作成等、(7)子会社等に対する行政庁の報告徴収・検査権限の付与等が措置された。

⑨ 平成28年改正

森林組合等による森林施業の集約化を促進するため、(1)森林経営事業の見直し（経済目的での経営を認めるとともに、合意形成手続等の緩和）、(2)森林組合連合会の事業の見直し（森林経営信託、森林経営事業の追加、一体整備森林の員外利用特例への追加）、(3)信託規定等の変更手続の簡素化、(4)理事の自己契約等に係る手続の整備、(5)生産森林組合の事業等の見直し等が措置された。

⑩ 令和2年改正

森林組合が、地域の森林整備に取り組みながら、販売事業を拡大して経営基盤の強化を図ることができるよう、(1)組合間の多様な連携手法の導入（事業譲渡、吸収分割、新設分割の制度を導入）、(2)正組合員資格の拡大、(3)事業執行体制の強化（林産物の販売等に関し実践的能力を有する理事の配置、理事の年齢・性別への配慮、林業所得増大への配慮）等が措置された。